

運用商品の 選び方は？

加入者は自己責任で運用商品を選択します。

そのため加入者は、運営管理機関を選んで投資教育や運用商品を選択する際に必要な情報提供を受けます。

- ① 3つ以上の運用商品が提示されその中から選ぶこととなります (少なくともそのうち1つは元本確保型の商品となります)
- ② 3カ月に1回以上運用商品を変更できる機会が与えられます
- ③ 運用商品を選択し、運営管理機関に対し指示します
※運営管理機関は後に変更できます



加入する ための 5 手続きは？

- ① 加入するときは、規約に従い国民年金基金連合会に申込みます。
- ② 申込みの際には、加入者があらかじめ運営管理機関および掛金(限度額があります)を決めておきます。
- ③ 自営業者等は国民年金基金連合会に直接掛金を払い込みますが、企業の従業員で個人型に加入している人は、勤め先の企業が給与から天引きして国民年金基金連合会に支払います。

確定拠出年金 (個人型)の 全体像は？



国民年金基金連合会

個人型確定拠出年金の加入の申込みを受け付けます。また、企業型でいう「資産管理機関」にあたる拠出した掛金を年金資産として保全する役割なども担います。

運営管理機関

確定拠出年金を運営するために以下の業務の全部または一部を行います。

- 個別の運用商品の選定
- 加入者個人の運用指図の取りまとめ
- 加入者個人ごとの持分などにかかわる記録管理
- 個別の運用商品などにかかわる情報提供
- 給付にかかわる事務

確定拠出年金(個人型) に加入できる人

60歳未満の自営業者等(国民年金の第1号被保険者)
60歳未満の企業の従業員
(企業型年金、厚生年金基金等の対象となっていない厚生年金保険の被保険者に限る)